

処 分 基 準

令和 8 年 6 月 1 日作成

法 令 名：古物営業法施行規則
根 拠 条 項：第 1 9 条の 1 0 第 1 項
処 分 の 概 要：認定古物競りあっせん業者に係る認定の取消し
原権者（委任先）：東京都公安委員会
法 令 の 定 め： 古物営業法施行規則第 1 9 条の 5 第 2 号から第 5 号まで又は第 7 号（古物競りあっせん業者に係る認定の申請の欠格事由）、第 1 9 条の 6（盗品等の売買の防止等に資する方法の基準） 古物営業法第 2 1 条の 5 第 3 項（表示の禁止）、第 2 1 条の 7（競りの中止）
処 分 基 準： 古物営業法施行規則第 1 9 条の 1 0 第 1 項各号に掲げるいずれかの事実が判明した場合は、以下のように 帰責事由がない場合又は悪性が極めて軽微な場合であって、速やかに是正、回復等することができ、現に是正、回復等しようとしているときなどを除き、認定古物競りあっせん業者に係る認定の取消しを行うものとする。 ・ 法人の責めに帰すことのできない事由によって規則第 1 9 条の 5 第 2 号から第 5 号までに該当する場合であって、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問 合 せ 先：生活安全部生活安全総務課防犯営業第二係 (電話 0 3 - 3 5 8 1 - 4 3 2 1 内線 3 0 3 4 1)
備 考：